

地域薬学ケア専門薬剤師 Q&A

<制度に関して>

Q1：地域薬学ケア専門薬剤師と地域薬学ケア専門薬剤師（がん）の新規認定要件で異なる所を教えてください。

A1：地域薬学ケア専門薬剤師（がん）では、地域薬学ケア専門薬剤師の要件に以下の要件が追加されます。

1. 「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」において、本学会の定めた副領域（がん）の研修コアカリキュラム（カンファレンスへの参加を含む）に従って、地域薬学ケアに関する5年以上の研修歴を有する
2. 専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義参加1回以上に加えて、がん専門薬剤師集中教育講座参加1回以上
3. 自ら実施した5年の薬学的管理を行った症例報告50症例（4領域以上の疾患、1領域につき5症例以上）に加えて、がん領域における薬学管理指導の実績20症例
4. がん領域に関する学会発表2回以上（年会で筆頭発表1回含む）もしくは、がん領域の論文1報以上（筆頭）

Q2：地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）の過渡的措置の認定要件について知りたい。

A2：下記の要件を満たすことが必要です。

1. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えている
2. 薬剤師としての実務経験5年以上
3. 申請時に本学会会員
4. 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システム（JPALS）クリニカルリーダー5以上、その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師のいずれかの認定
5. 医療薬学に関する全国学会あるいは国際学会での発表（筆頭）が1回以上、もしくは国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載された医療薬学に関する学術論文（筆頭）あるいは症例報告（筆頭）が1報以上

6. クレジット 20 単位以上*

*がンを標榜する場合には、その領域の集中講義を履修し、証明書提出が必要

7. 専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義参加 1 回以上

8. 医療薬学会年会参加 1 回以上

Q3：過渡的措置はいつまで実施されるのか？

A3：2020 年度～2024 年度の申請分までです。

Q4：地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）の 1 回目の更新までに要件を満たさなければどうなるのか？

A4：資格は失効し、以後、地域薬学ケア専門薬剤師を名乗ることは出来ません。

Q5：地域薬学ケア専門薬剤師（がん）（暫定）の過渡的措置の認定要件について知りたい。

A5：下記の要件を満たすことが必要になります。

1. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えている
2. 薬剤師としての実務経験 5 年以上
3. 申請時に本学会会員
4. 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)クリニカルラダー5 以上、その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師のいずれかを有している
5. 実務経験 5 年以上
6. 申請時に本学会会員
7. 全国学会あるいは国際学会でのがん領域の発表（筆頭）が 1 回以上、もしくは国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載されたがん領域の学術論文（筆頭）あるいはがん領域の症例報告（筆頭）が 1 報以上
8. クレジット 20 単位以上取得
9. 専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義参加 1 回以上

10. がん専門薬剤師集中教育講座参加 1 回以上

11. 医療薬学会年会参加 1 回以上

Q6：地域薬学ケア専門薬剤師（がん）（暫定）の 1 回目の更新までに要件を満たせなければどうなるのか？

A6：資格は失効し、以後、要件を満たさなかった専門薬剤師の名称を名乗ることは出来ません。

Q7：地域薬学ケア専門薬剤師制度が開始される時期を知りたい。

A7：認定申請は 2020 年に受付け、2021 年 1 月から認定が開始されます。

Q8：病院に所属している病院薬剤師である。地域薬学ケア専門薬剤師申請は可能か？

A8：地域薬学ケア専門薬剤師申請の要件として、「申請時に薬局に勤務していること」が求められます。したがって、病院に所属している薬剤師の申請は認められません。

<認定・審査に関して>

Q1：医療薬学会年会以外の全国学会に参加した場合にも単位取得できるのか？

A1：医療薬学会年会以外に医療薬学会が認定する他団体のセミナーでも 1 単位 / 2 時間で単位取得が可能になっています。

Q2：地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）5 年で必要となる要件を満たし、5 年目で地域薬学ケア専門薬剤師と地域薬学ケア指導薬剤師を同時に取得することは可能か？

A2：地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）5 年目の更新時に地域薬学ケア専門薬剤師

の申請要件を全て満たすことに加えて、地域薬学ケア指導薬剤師の必要要件を満たせば申請が可能です。

Q3： 地域薬学ケア専門薬剤師（がん）の更新要件で必要な症例数を知りたい。また、更新時であってもがんの症例は必要なのか？

A3：更新時に自ら実施した薬学的管理を行った症例報告 20 症例＋がんに関する症例報告 4 症例が必要になります。また、更新時においてもがんの症例は必要です。

Q4： 地域薬学ケア専門薬剤師（がん）の認定を受けている。都合により、がん専門薬剤師集中教育講座を受けることができなかった。このため、がんについてのテーマが含まれる専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に参加した。更新要件を満たせるのか？

A4：満たせません。がん専門薬剤師集中教育講座参加は、更新における必須要件です。

Q5：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。地域薬学ケア専門薬剤師
専門薬剤師 新規取得 必須要件である学会発表 2 回のうち 1 回満たしたことにしてもよいのか？

A5：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った場合、学会発表 2 回のうちの 1 回を満たしたことはありません。一般演題で口頭あるいはポスター発表を行った場合に 1 回とカウントできます。

Q6：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。学会参加・発表として単位を認められるのか？

A6：医療薬学会年会のシンポジウムでの発表は、オプション単位として筆頭であれば 5 単位、共同発表であれば 2 単位が認定されます。

Q7：がん専門薬剤師集中教育講座に出席した。地域薬学ケア専門薬剤師制度では単位認定されるのか？

A7：単位が認定されます。ただし、地域薬学ケア専門薬剤師（がん）では必須要件になります。一方、地域薬学ケア専門薬剤師ではオプションの単位であることにご留意ください。

Q8：地域薬学ケア専門薬剤師は論文査読を行っても単位にならないのか？

A8：地域薬学ケア指導薬剤師であれば単位になります。地域薬学ケア専門薬剤師では論文査読を行っても単位になりません。

Q9：地域薬学ケア指導薬剤師の要件についてだが医療薬学誌の査読を行った。査読論文は不採択になった場合でも単位が認められるのか？

A9：不採択でも単位は認められます。

Q10：症例報告は、保険請求したものに限るのか？

A10：保険請求の有無は問いません。

Q11：症例報告 50 症例は 4 領域以上の疾患に関して、領域の分類を知りたい。

A11：領域の分類は、以下の通り

【領域の分類】

1. 精神疾患
2. 神経・筋疾患
3. 骨・関節疾患
4. 免疫疾患
5. 心臓・血管系疾患

6. 腎・泌尿器疾患
7. 産科婦人科疾患
8. 呼吸器疾患
9. 消化器疾患
10. 血液および造血器疾患
11. 感覚器疾患
12. 内分泌・代謝疾患
13. 皮膚疾患
14. 感染症
15. 悪性腫瘍
16. その他（1 から 15 までのいずれにも分類されない疾患、または自己治療や公衆衛生に関する相談事例など）

Q12：地域薬学ケア専門薬剤師（がん）では、発表や論文のテーマはがん関連のテーマであることが求められるのか？

A12：発表や論文のテーマはがんに関係したものを含むことが求められます。

Q13：講習会・集合研修、学会発表の単位の概要を知りたい。

A13：下記の通り。

研修会等の種類		参加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会（3日）	10単位	5単位	2単位
2	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義（2日）	15単位		
3	医療薬学公開シンポジウム（1日）	5単位	5単位	2単位
4	フレッシュャーズ・カンファレンス（1日）	5単位	5単位	2単位
5	医療薬学会が主催・共催するセミナー	1単位 / 1時間		
6	医療薬学会が認定する他団体のセミナー	1単位 / 2時間		

Q14：論文掲載・論文査読の単位の概要を知りたい。

A14：下記の通り。

学術論文の種類		筆頭発表	共同発表
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10単位	5単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20単位	10単位
3	医療薬学誌あるいはJPHCS誌の投稿論文査読（1報につき、不採択であっても対象となる）	0.5単位	

Q15：地域薬学ケア専門薬剤師（がん）の症例 20 は、その他の 50 症例と重複は認められるのか？

A15：重複は認められません。

Q16：症例報告であっても、査読を経て学術誌に掲載されたものであれば、学術論文の単位として認められるのか？

A16：単位として認められます。

Q17：非会員であった時の論文や学会発表は、実績としては無効になってしまうということでしょうか？

A17：非会員時の論文や学会発表も実績として有効です。

Q18：地域薬学ケア専門薬剤師制度は過渡的認定期間がありますが、過渡的認定期間に地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）として認定されたとします。その後、正式に認定されるための更新要件としては、更新要件を満たせば良いのか、若しくは地域薬学ケア専門薬剤師の新規取得要件を満たすことにより更新の要件となるのかを知りたいです。地域薬学ケア専門薬剤師（がん）についても同じことが要件となるのかを知りたいです。

A18：正式な地域薬学ケア専門薬剤師の新規取得要件における不足分を満たせば正式に認定されます。更新の要件を追加で求めるものではありません。

Q19：症例報告は 5 年以上前に関わったものでも認められるのか？

A19：地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）から正式な地域薬学ケア専門薬剤師になるときに限り 5 年以上前の症例を用いて申請することができます。

<研修に関して>

Q1：地域薬学ケア専門薬剤師（がん）の基幹施設は、がん専門薬剤師研修施設になる必要があるのか？

A1：がん専門薬剤師研修施設になる必要があります。

Q2：過渡的措置で地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）の認定を受けた薬剤師が在籍する施設は連携施設になれないのか？

A2：地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）が在籍する施設は連携施設になります。

Q3：地域薬学ケア専門薬剤師研修施設（連携施設）における専門薬剤師等の在籍条件について知りたい。

A3：「地域薬学ケア指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「地域薬学ケア専門薬剤師（暫定を含む）」、「薬物療法専門薬剤師」、「がん専門薬剤師」、「医療薬学専門薬剤師（暫定を含む）」、あるいは下記1～4の条件を満たす薬剤師いずれか1名以上が常勤として勤務していることが求められます。

1. 本学会会員
2. 日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師、日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師、日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)クリニカルラダー5以上、その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師のいずれかを有している
3. 日本薬剤師研修センター主催の薬剤師生涯学習達成度確認試験合格
4. 地域薬学ケア専門薬剤師新規取得要件に相当する学会発表または論文掲載の研究業績

Q4：過渡的措置で地域薬学ケア専門薬剤師（暫定）の認定を受けた薬剤師は、1回目の更新までに連携施設に在籍し、研修を受けなければならないが、その連携施設は、自らの在籍をもって連携施設になれるのか？それとも、自分以外の薬剤師が人的要件を満たさなければならないのか？

A4：過渡的措置で認定された地域薬学ケア専門薬剤師（がん）の薬剤師自らが人的要件となることが出来ます。また、複数の薬剤師がその人的要件を獲得しても構いません

Q5：地域薬学ケア専門薬剤師の基幹施設は薬局でもなれるのか？

A5：基幹施設は病院に限られます。